

青森県教育委員会第776回定例会会議録

期 日 平成25年9月4日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 議案第1号 平成25年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県立特別支援学校教育推進プラン・後期実施計画について・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 青森県立学校校舎等の利活用について
- そ の 他 文化審議会での次期世界遺産候補の審議結果について
- そ の 他 県内公立学校における体罰の実態把握に係る対応について
- そ の 他 職員の懲戒処分の状況

平成25年9月4日（水）

- ・開会 午後2時30分
- ・閉会 午後3時7分
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、島康子、清野暢邦、豊川好司、町田直子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、中村教育次長、奈良参事、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長
- ・会議録署名委員
清野委員、豊川委員
- ・書記
大館利章、村上健

会 議

議 事

議案第 1 号 平成 2 5 年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書について

(金教育政策課長)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 7 条の規定では、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果については、報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することとされている。

この規定に基づき、今後の効果的な教育行政の推進及び県民への説明責任を果たすことを目的として、教育委員会の事務の点検及び評価を実施し、その結果につきまして、別冊のとおり「平成 2 5 年度青森県教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書」を作成するものである。

なお、点検・評価に当たっては、その客観性を確保するため、学識経験者等の「点検・評価アドバイザー」から実施方法や内容について御意見をいただき、これを参考に点検・評価の実施と報告書の作成を行っている。

報告書の概要であるが、平成 2 4 年度の教育に関する事務が適切に実施されているか点検するとともに、その成果及び課題等について評価している。

具体的には、「青森県基本計画未来への挑戦」の中の「教育、人づくり分野」のうち、教育委員会が所管する 1 1 の施策及び 3 7 の取組項目、並びにこれらの施策・取組項目を推進するための主な事業 6 3 事業を対象として点検・評価を行い、その結果を取りまとめている。詳細については、報告書に記載のとおりである。

なお、報告書については、この後、今月開催の県議会文教公安委員会において報告するとともに、9 月県議会定例会に提出し、県のホームページで公表する予定としている。

(鈴木委員長)

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第 1 号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第 1 号は原案どおり決定する。

議案第2号 青森県立特別支援学校教育推進プラン・後期実施計画について

(成田学校教育課長)

本計画案については、本年4月に御説明し、7月には、地区説明会やパブリック・コメントの状況について御報告してきたが、今般、パブリック・コメントに対する県教育委員会の考え方をまとめ、それらを踏まえ、後期実施計画(案)を修正したので、これを成案として決定することについて、御審議願いたい。

パブリック・コメントは、意見募集期間を、前期実施計画策定時と同じ40日間として実施した。

意見の提出状況であるが、4人と3団体、合わせて7者から延べ15件、同内容の意見をまとめると14件が提出されている。

提出された意見には、後期実施計画の実施内容に反対したものはなく、学習環境の充実や職業教育の充実について、早期実施を望む声が寄せられたところである。

御意見の内容は、パブリック・コメントの実施結果として、後期実施計画の策定の公表に併せて、県教育委員会の考え方とともに公表することとしている。

次に、後期実施計画(案)の修正について説明する。

パブリック・コメントを反映した文章修正2点については、いずれも語句の補記等、簡易なものである。

その他に、県立学校校舎等利活用校の決定に伴う修正をしている。八戸第二養護学校の学習環境の充実に当たり、旧八戸南高等学校校舎を利活用する旨の表記に修正したものである。

(清野委員)

後期実施計画の中に、給食未実施校の解消に関する記述が全くないのはどういうことか。

(成田学校教育課長)

本教育推進プランは、4つの基本方針の実現に向けた取組をまとめることにしており、具体的取組である後期実施計画では、学校給食の実施については言及しないこととしている。

(清野委員)

学校給食については、別個のものということか。

(成田学校教育課長)

学校給食を充実させるということは、教育委員会として当然取り組まなければならない事項であると考えている。

(橋本教育長)

この基本方針には含まれていないが、未実施校の解消ということは当然やっていかなければいけない。事務局では、各校の実情を踏まえながら、実施に向けての協議を進めているところである。

(清野委員)

整理すると、実施計画は基本方針の実現についての計画であり、学校給食の未実施校の解消については別に取り組んでいるという理解でよろしいか。

(成田学校教育課長)

お見込みのとおりである。

(鈴木委員長)

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

その他 青森県立学校校舎等の利活用について

(三上学校施設課長)

青森県立学校校舎等の利活用については、去る7月3日開催の青森県教育委員会第774回定例会において、庁内検討委員会による検討状況を御説明したところである。

その後、各利活用候補校及び庁内関係課との協議、両校が所在する地域関係者への説明会を行うなどの経過を踏まえて、両校の利活用方を決定したので、御報告する。

まず、旧青森戸山高等学校の校舎等の利活用方策についてであるが、生徒の安全確保のため、青森商業高等学校の学校施設の耐震化対策を青森第二養護学校の教室不足の解消より優先的に取り組む必要があること、また、利活用による効果も十分に得られ、利活用候補校2校がそれぞれ抱える学校施設の課題に対し、より経済的に対応できることから、青森商業高等学校を利活用校とすることとした。

なお、青森第二養護学校における教室不足の解消については、今後の児童生徒数の状況を勘案しながら検討することとしている。

次に、旧八戸南高等学校の校舎等の利活用方策についてであるが、特別支援学校の中でも突出している八戸第二養護学校の教室不足の解消を、八戸工業高等学校及び八戸水産高等学校の老朽化対策より優先して取り組む必要があること、八戸第二養護学校では、利活用による効果が他の2校よりも十分に得られること、また、利活用候補校3校がそれぞれ抱える学校施設の課題に対し、より経済的に対応できることから、八戸第二養護学校を利活用校とすることとした。

なお、八戸工業高等学校及び八戸水産高等学校における学校施設の老朽化対策については、今後の生徒急減期に伴う次期県立高等学校教育改革の動向や、県全体の学校施設の老

朽化の状況を勘案しながら検討することとしている。

最後に、利活用に係る整備スケジュールについては、早期の対応が求められることから、両校ともに最短で平成29年度当初から供用を開始したいと考えている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、青森県立学校校舎等の利活用については了解した。

その他 文化審議会での次期世界遺産候補の審議結果について

(岡田参事)

4道県並びに関係自治体では、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の平成27年度の世界遺産登録を目標に、今年度のユネスコへの推薦を目指してきた。

去る8月23日、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会が開催され、審議の結果、最も準備が進んでいると評価された「長崎の教会群とキリスト教関連遺跡群」が推薦候補に選定され、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」は、推薦候補に至らなかった。

今後は、できるだけ早い時期に、文化庁との意見交換の場を設け、課題の把握と整理、検討を行うこと、課題を整理の上、専門家委員会の助言や文化庁からの指導を受け、推薦書原案の充実を図ること、縄文遺跡群世界遺産登録推進本部会議において、新たな取組目標の協議を行うこととし、縄文遺跡群が早期に推薦候補となれるよう、4道県並びに関係市町と連携しながら取り組んで参りたい。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、文化審議会での次期世界遺産候補の審議結果については了解した。

その他 県内公立学校における体罰の実態把握に係る対応について

(田村教職員課長)

昨年度、県教育委員会が行った体罰の実態把握については、5月定例会において110名の教員による体罰が確認されたことを報告したが、このたび、関係者の処分等が概ね終了したので、御報告する。

今回確認された110名のうち、昨年度末の退職者等10名を除いた100名が対象となるが、そのうち13名については平成24年度中に処理しているので、今年度は、残りの87名に対して処分等を行った。

87名の処分等の内訳としては、減給が1名、戒告が3名、文書訓告が14名、口頭訓告が68名で、病気休暇中のため未処理となっている者が1名となっている。

また、管理監督責任として、文書訓告等の措置の対象とした管理職は28名で、このうち25名が今年度中の処理となっている。

今年度、懲戒処分を行った4名の事案について御説明する。

1件目は、三八地域の高等学校に勤務する教諭が、学習指導において、課題を提出しなかったことについて嘘をついた生徒等2名に対し、頬を叩いたり、足を蹴ったりしたほか、部活動中における体罰もあったことから、減給1月としたものである。

2件目は、西北地域市部以外の小学校に勤務する教諭が、学習指導、生活指導の際、指導しても授業態度等が改善されなかったため、児童5名に対し、複数回、頭を拳で叩く等したことから、戒告としたものである。

3件目は、中南地域黒石市の中学校に勤務する教諭が、部活動の練習後、指導に従わず、片付け等を行わなかったこと等のため、生徒17名に対し、複数回、頬や腹を叩いたことから、戒告としたものである。

4件目は、三八地域八戸市の小学校に勤務する教諭が、宿泊先でバスタオルが紛失したことについて、自分の思い込みから、児童1名に対し、複数回、頭や頬を叩く等したことから、戒告としたものである。

(橋本教育長)

県教育委員会では、4月1日付けで、教職員の意識啓発用のリーフレット等を配付するとともに、校内研修等で活用し、体罰の根絶に向けて学校一丸となって取り組むよう要請したが、改めて、本日、体罰禁止を徹底するための研修の実施や体罰発生時及び児童生徒等から訴えがあった際の報告の徹底等について通知したところである。

また、部活動における体罰防止についても、文部科学省から通知があった指導のガイドラインの周知を図ったほか、様々な研修を行っているところである。

体罰の実態把握については、今後も継続して行う必要があることから、現在、その方法を検討しているところであり、今後とも、市町村教育委員会等と連携し、体罰の根絶に取り組んで参りたい。

(清野委員)

「確認された110名のうち、10名を除いた」という説明であったが、その10名は全く処分を受けないということか。また、「戒告」と「減給1月」とあるが、処分の差はどのような理由から生じているのか。体罰事案が発生してから処分までに1年以上も時間が経過しているものが随分あるが、それはなぜか。

(田村教職員課長)

まず、退職者及び任期満了者の10名を処分しないのかということであるが、これらの職員については3月末で退職又は任期満了となっており、退職によって、公務員としての身分関係が消滅してしまったため、職員であった時の非違行為について、処分等を行うことはできないものである。

なお、今回の体罰の実態把握において確認された110件の体罰については、3月上旬に県教育委員会に報告されている。報告された事案については、内容の確認等に時間を要し、また、処分等の決定についても、公正、公平かつ慎重に行う必要があったことから、3月末までに処理ができなかったものである。

続いて、訓告と減給の違いであるが、体罰の処分等を行うに当たっては、被害児童生徒の人数、負傷の有無・程度、体罰の態様等、総合的に勘案し、前例を踏まえて処分等の内容を判断している。体罰に関する認識が甘く、内容が悪質であると判断された事案については、懲戒処分としているところである。

なお、この4件のうち、1件が減給、3件が訓告であるが、減給1月とした事案については、連続して5回叩いたり、また、蹴るという行為もあったので、態様は悪質であること、それから、体罰が他の生徒の面前で行われていること、また、短期間に繰り返されていること、部活動中の体罰であるが、それが原因で被害生徒と信頼関係が築けなくなっていることなど、総合的に勘案して、減給処分としたものである。

最後に、事案が発生してから処分まで時間がかかっているということであるが、今年度処分を行った事案は、県教委が行った体罰の実態把握において3月に報告がなされたものである。その後、事実確認のうえ、処分等を決定したことから、結果的に事案発生から一年以上経過してからの処分等となったものである。本来であれば、体罰が発生した時点で速やかに教育委員会に報告がなされるべきであるが、今回調査を行ったことにより、遅れて報告がなされた事案が多かったのは、誠に遺憾である。今後、万が一、体罰が発生した場合には、速やかに報告を行うよう指導を徹底して参りたい。

(清野委員)

報告が滞っていた事例もあるということは、誠に遺憾である。八戸の小学校の先生の事案は、無実の児童が教員に叩かれたというものであり、私もかなりひどいなと思った。こういった処分内容で良いのか。

(田村教職員課長)

この事案では、バスタオルの紛失について、別の児童が「自分がやった」と申し出たということで、結果としては、被害児童は無実であったことが確認されている。そういったことも踏まえ、この事案については、懲戒処分としての戒告処分としている。

(清野委員)

資料をみると、繰り返して体罰を行っている教諭が処分の対象となっているようだが、体罰が常態になっている、癖になっているとみて良いのか。

(田村教職員課長)

体罰をした教員については、1回という場合もあるが、複数回、繰り返し行っている教員もいる。事情聴取で確認したところでは、認識として、体罰とは思わなかったという教員もいるし、体罰という認識はあったけれども、生徒のことを考えてやったという教員もいた。今後は、「体罰は絶対あってはならない」ということを踏まえ、適切に指導していかなければならないと考えている。

(清野委員)

今後の取り組み方についてであるが、体罰事案を起こした教員個人の問題として取り組

んでいくのか、体罰が発生する学校の環境、状況ということも含めて対処していくのか。

(田村教職員課長)

こういった非違行為については、両面で考えていく必要がある。まず、未然防止という観点から、リーフレットを配布したり、研修等を行ったりして、体罰を行った教員個人ということではなくて、教員全体として周知徹底していく必要があると思う。もう一つは、体罰を行った教員に対しては、所属校の管理職から指導を徹底していただくことになるし、私どもも事情聴取ということで、直接本人と話す機会もあるので、その際に、指導することになる。

(橋本教育長)

リーフレットの中でも、未然防止のためには、一人一人が自分と子どもたちとの関わりを深く見つめることと同時に、学校をあげて組織的に対応していくことが大切だとしている。その辺をしっかりと捉え、校長がリーダーシップを発揮して、体罰防止、信頼される学校づくりに励んでほしいということを要請したところである。

(豊川委員)

先日、小・中全国学力テストの結果が公表されたが、本県はほとんどの科目において上位5番以内であった。先生方が生徒に対して、等しくおもいやりのある学習指導を行っている結果だと感じている。学習と体罰とは相反することと考えている。体罰の問題は、教育委員会できちんと責任をもってやらなければいけないことであり、本委員会がしっかりとした対策を検討する必要があるのではないかと思う。

(町田委員)

知っているけれども言えないとか、表にあがってきていない体罰事案はまだまだ沢山あると思う。こういった調査は引き続き、続けていってほしいなと思う。

退職者及び任期満了者については処分ができないということであるが、該当する10名の方に対しては、体罰の報告があったということは伝えているのか。

(田村教職員課長)

3月に報告書が提出されているが、報告書の中には本人の顛末書も含まれており、その時点で体罰の報告があったことは本人に伝えられているものと認識している。

(鈴木委員長)

結構、体罰を行っている先生はいたと思う。私は埼玉の出身であるが、埼玉の小学校でも同級生が叩かれたりしているのを見てきた。そういうことを経験してきた今の世代の先生方は、体罰を教育の一つの手段と勘違いして、同じことを繰り返しているように思う。そういうことを「嫌だな」と感じた人は全く反対の方向へ行くが、何とも感じないか、あるいは「こういう方法もあるんだな」と思った人は、体罰に対する閾値が下がってしまい、何かあったときの解決手段として手を出してしまう。それは我々の心の中に潜んでいるも

ので、根は深いと思う。

今まであったことが、急に方向転換しなさいと言われていた時代であり、我々も反省しなければいけない。今の子どもたちがそういうものを見てしまった、知ってしまったということは、またその子どもたちが大人になったときに同じことを繰り返す可能性が高くなる。

今一步踏み込んで、体罰は良くないんだということを子どもたちにもしっかりと言い聞かせて、大人たちも良い手本を見せていかないと良い流れには変わっていかないと。事あるごとに、しっかりと対処していただきたいと思います。

他に何か質問、意見はあるか。

なければ、県内公立学校における体罰の実態把握に係る対応については了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況

(鈴木委員長)

8月中に行った職員の懲戒処分については資料のとおりである。何かご意見、ご質問はないか。なければ、懲戒処分の状況については了解した。